

<p>2019 年 7 月 1 日 NO.282</p>	<p>京浜ユニオン ニュース</p>	<p>労働組合・京浜ユニオン 〒144-0051 東京都大田区西蒲田 4 丁目 32-9 電話・FAX 050-3410-6240 振込口座 中央労働金庫蒲田支店 8655997 京浜ユニオン</p>
--------------------------------------	-------------------------------	---

移動支援中の安全配慮義務違反を問う！

大田区のヘルパーステーションで移動支援の仕事をしているOさんが、移動支援中に、発達障害のあるお客さんから暴力を受け、全治 2 週間のケガを負った。さらに目の打撲から、視力の低下・飛蚊症・涙目の後遺症が出たため、会社に対し、安全配慮義務違反で後遺症の損害賠償を求めて 2 回の団体交渉を開いたが解決せず、さらに労政事務所での立ち会い団交も 2 度開いたが、損害賠償の額が折り合わず解決に至らなかった。

そのため、民事裁判に申し立てすることになった。

会社の姿勢に問題

会社はケガした当初より、暴力を受けたのは、注意を怠ったOさんが悪いと考え、自分達が被害者であるかのような態度でOさんに接した。1円の見舞金すら払わず、和解の金額もあまりに低額なため、のべ 4 回の話し合いでも解決しなかった。

会社の安全配慮義務違反

2 人で移動支援できる予算がついている要注意の移動支援でした。ベテランの人が風邪で急に休んだのだから移動支援は中止すべきだったのに、なれない(実質はじめて)Oさん 1 人にやらせたことが、傷害事件がおきた原因です。会社は働く人の安全に注意をする必要があります。

会社の安全配慮義務違反を問う裁判です。

7 月 9 日(火)午後 1 時半から錦糸町の簡易裁判所で第 1 回の調停が開かれる。

憲法 28 条違反(団結権の侵害)の JAL は ただちに争議を全面解決しろ！！

165 名の不当解雇撤回を求める闘いは、昨年の株主総会で赤坂社長、植木会長の早期解決意向の表明で抗議活動が一旦中止となりましたが会社と 10 回の特別協議(解決交渉)を行っても何ら進展がなく「被解雇者の優先的雇用はしない」「解決金の支払いに応じる考えはない」としています。会社は ILO(国際労働機関)からの 4 回の勧告も無視、経営破綻の責任を一切取ることもなく闘う労働組合員を排除したままである。

昨年の年末に一日も早い解決に向けて闘争団は、「連帯する夕べ」を皮切りに、再び闘いの決意を固めた。今年の 2 月の駅頭宣伝から抗議行動を再開し、3 月 1 日は羽田空港第一ターミナルで闘争団、航空労働者が宣伝行動を始め、3 月 9 日は集中して羽田バス停前で 200 名の闘う仲間が「解雇NO!」「JALは解決を決断せよ!」と全員がプラカードを持って宣伝行動をしました。

4 月の連続JALプラザ前宣伝行動、5 月 20 日から始まった早期解決をめざす関東キャラバンが 10 間の日程で山梨の甲府駅前からスタートし 5 月 30 日の東京天王洲のJAL本社大包围行動まで闘争団を先頭に支援の仲間と風雨にも負けず宣伝行動を闘い抜きました。6 月は 4 日間の本社座り込み、18 日には株主総会宣伝行動が取り組まれました。関東キャラバンは、宣伝だけでなく署名や抗議ハガキの要請、集会、デモなど多面的な行動となりました。その数は参加者延べ数 1,578 人(本社前行動含む)、配布チラシ 11,034 枚(主要駅など 20 ヶ所)、オルグ 26 団体となり今回のキャラバンは短期間でも成功しました。各地でJAL闘争の闘いの再開を支援の仲間が待っていました。そして何よりも争議団のみなさんが元気を取り戻し、とてもよかったです。

京浜ユニオンは駅頭宣伝、羽田バス停前宣伝行動、本社前大包围、本社前座り込みに参加しました。今後も、争議が全面解決するまで支援しよう。

五日市憲法草案を巡る旅の感想

6月16日五日市を訪れ、五日市憲法草案の息吹に触れてきました。

江戸幕末、都市貧民や、下層農民による打ちこわしや、世直し一揆が全国的に拡大した。この為幕府は倒れた。貧民は維新(一新)を望んだが新政府によってさらに苦しめられることになり下層農民、貧民は益々疲弊した。俸禄を奪われた武士、あらゆる制度改悪により更なる貧困にあえいだ農民、豪農さへも新政府への不信感が増す中、鎖国が終わり自由民権思想が発展した。人民の権利意識が芽生えてきたのだ。江戸から明治へと脈々と続いてきた人身売買。1872年マリア・ルース号事件により明治政府は「娼妓解放令」を出さざるをえなかった。しかし、その後も人身売買は脈々と続く。前借金と呼び名を変えた人身売買制度。明治政府は人身売買でもうけた遊郭や女衞から集めた金で東北、会津討伐をした。又、明治政府は女衞に鑑札を出し人身売買を擁護し全国に遊郭を700カ所にも広めた。維新後の各地の反政府暴動はすさまじく、「征韓論」は不平士族の不平のはげ口を「朝鮮」へ向けることに有効であった。日本の文明開化は資本主義化であり、弱肉強食への開眼であった。このような時代の中で、人権の大切さを打ち出せた五日市憲法草案。現在、人権を守ろうとしない政権。その行き着く先は。カラクリがあるのかな。?? (byM)

本来、憲法を守らなければならない権力を持った人たちが「改憲」を叫ぶ今、140年前に、国民の権利を保障する憲法を作ろうとした五日市の人々の精神に触れるための学習会でした。現地で案内してくれたボランティアの人に感謝！(渡辺)

五日市憲法草案発祥の地巡り

安倍政権の9条改憲が叫ばれる中、憲法について改めて学ぼうと、今回、明治期の自由民権運動の中で生まれた五日市憲法草案発祥の地、武蔵五日市(現在 あきる野市)へ行きました。

6月16日は、前日の大雨が嘘のように晴れ渡り6名が武蔵五日市駅前に集合しました。私たちが到着すると、当日の案内でボランティアの高森さんが旗を持って出迎えてくれました。

挨拶後、参加者に五日市憲法草案資料が配られてから、ゆかりの地に向かいました。

五日市憲法草案を起草した千葉卓三郎が学び、教鞭もとった勸能学校跡、草案の特色を示す条文と学芸講談会員名の正副の碑、郷土館には、五日市の暮らしや五日市憲法草案関係資料である学芸講談会の開催通知、討論の題目を記したノートなど貴重な資料があります。又、敷地の中に江戸時代後期の藁ぶきの古民家(旧市倉家住宅)も見

学し暮らしぶりがわかりました。質問もまじえながら当時の雰囲気を感じ取ることができました。見学終了後は、駅近くのソバ屋に入り、生ビール、そば焼酎で乾杯し天ぷらなどを頬張りながら歓談しました。五日市憲法草案の詳細はここでは、紙面が足りませんので、後日改めて記事に載せませんが、オリジナルの条文 45 条を一つ紹介します。

「日本国民は各自の権利自由を達す可し、他より妨害す可らず、且国法之を保護す可し」
 国民は一人ひとりの自由権利を達せられなければならない。
 この自由権利は、けっして他から妨害してはならない。
 同時に国の法律はこの自由権利を保護しなければならない。
 基本的人権の達成とその不可侵性、さらには国の法律による保護を明確に表明している。(参考 五日市憲法 岩波新書より)(松下)

自由民権運動の息吹とロマンを感じた！

「五日市憲法は、今から 138 年前、全国に広がる自由民権運動の中で生まれた私擬憲法の一つであったが、ここまで、人権思想に満ち溢れた憲法であったことは驚きだった。一番感心したのは 45 条の『各自ノ権利』である。これは、現日本国憲法の人権条項の肝ともいわれる 13 条の「個人の尊厳」に相当する。その革新性を現憲法および自民党草案と比較していただきたい。

現憲法及び各草案	「個人の尊厳」に相当する文言
現日本国憲法	13 条「すべての国民は、 <u>個人として尊重される</u> 。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政上で、最大の尊重を必要とする。」
五日市憲法(現代語訳)	45 条「日本国民は、 <u>一人ひとりの(各自ノ)権利</u> と自由を達成しなければならない。それを他の者が妨害してはならない。かつ、国の法律はこれを保護しなければならない。」
自民党憲法草案	13 条(人としての尊重)「全て国民は、 <u>人として尊重される</u> 。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉及び <u>公の秩序</u> に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。」

民主主義の基本である「個人主義」を現憲法および五日市憲法が保障しているのに対し、自民党草案は「人として」にわい小化しており、また、「公共の福祉」が「公の秩序」へと巧妙にすり替えられている。皆さんはどのようにお考えになるでしょうか。(組合員 檜村隆男)

五日市憲法に学ぶこと

あきる野市の五日市憲法に触れるたびに参加し、現在の日本国憲法改正を目論んでいる人が日本を平和主義国家と称しながら戦争を国是としていると云っても過言でない。

千葉卓三郎先生(五日市憲法創案者)が活動した足跡が示している通り、憲法改正を云々する前に、まず五日市憲法を研究して。(相原)

7月のスケジュール

7月 4日 (木) 例会	午後 6:30	西蒲田事務所
7月 18日 (木) 運営委員会	午後 6:30	西蒲田事務所
7月 28日 (日) 機関紙	午後 1:00	西蒲田事務所
7月 29日 (月) 機関紙	午後 1:00	西蒲田事務所

8月のスケジュール

8月 8日 (木) 例会	午後 6:30	西蒲田事務所
8月 22日 (木) 運営委員会	午後 6:30	西蒲田事務所

*お盆の関係で、第2第4木曜に変更しました。

7月のユニオン行動日程

10日 アメリカ大使館前情宣 午前 8:30～ 溜池山王駅

27日 成田空港第一ターミナル改札前 就労要求行動 午後 2:30

(両日ともユナイテッドの支援)

6・8 米軍横田基地撤去！オスプレイ配備反対！集会報告

昨年続き今年も反対集会に参加しました。昨年は基地見学と集会参加を同時におこなったので参加者も多かったが、今年は一人のみの参加でさみしく感じました。当日は、米軍横田基地の騒音被害をめぐる「第二次新横田基地公害訴訟」の東京高裁の判決日の翌日でありました。

昨年 10 月オスプレイ 5 機を横田基地に配備した。更に今後数年間で 10 機の配備と 450 人の要員を順次配備し、機能強化をすることを明らかにしています。機能強化で市民の危機感と不安は増しています。

安倍首相とトランプ大統領は 5 月 28 日海上自衛隊横須賀基地でいずも型ヘリ搭載型護衛艦「かが」を視察し自衛隊・米軍約 500 名に訓示を行い同盟の更なる強化と、F35B の搭載に言及し、空母化と F35 の 105 機の購入を明らかにした。軍事大国化と米軍との軍事一体化を推し進めていることが報告されました。2 月に行われた「辺野古埋め立ての賛否を問う県民投票」では投票者の 72%が埋め立てに反対する民意を示しています。しかし、民意を無視し工事強行を続ける安倍政権を打倒するまで闘っていかうと呼びかけられました。又、デモ中の報告に、「米軍への申し入れは 2 名だけだ」「デモは 3 列で行え」と警察が規制してきたことも報告がありました。表現の自由、主権者としての意見表明の場が踏みにじられようとしていると感じました。ただ事ではない。今声を上げなければいつ声を上げるのだ。と思いました。byM

F35 戦闘機事故をめぐって

F35 の性能に疑念

2019年4月9日、昨年1月に配備された航空自衛隊F35A戦闘機が墜落した。緊急脱出装置が使用されないままに海に消えた。直前に「訓練中止」と無線通信し、その直後消息をたった。国は空間失調に陥ったと操縦士の操縦ミスと決めつけた。まだメモリーは回収されていないのに。

行方不明のパイロットは総飛行時間 3200 時間のベテラン。F35Aの飛行時間は 60 時間。2018年9月に米国で墜落した海兵隊仕様のF35Bに続き2例目となる。

事故機は2017年6月に配備前の試験飛行で、機体の冷却システムに関する警報装置が作動して緊急着陸。2018年8月に飛行中にトラブルが発生。

事故機以外にも2018年4月に岐阜基地の上空を飛行中、操縦席を覆う部分がロックされていない可能性を示す表示灯が作動し緊急着陸している。その後の捜査で、誤作動と判明。2019年1月には別の機で油圧システムの警報が作動し、緊急着陸している。配備された13機のうち、わずかな期間に緊急着陸は5機7件にのぼることがわかった。

米会計検査院(GAO)は2018年1月に「F35に未解決の欠陥が966件ある」と発表。このうち180件は国防総省の計画によれば、フル生産前に解決されない見通しとなっている。

2017年6月には米ルーク空軍基地に所属するF35Aで、操縦士が酸素不足に陥る事例が5件発生している。いずれも、低酸素症のような症状を示したものの、予備の酸素を使って機体を安定させ安全に着陸できた。・・・「息ができない戦闘機」なら欠陥戦闘機であり、次の犠牲者を生むことになる。

税金の無駄使い

政府は将来的に現在配備されているF14 戦闘機の後継機としてF35Aを105機配備する予定。現在すでに12機が配備されている。他にF35Bを42機。

計147機 1機の値段はF35の30億円に対し機体だけで116億円維持管理費が高く運用30年で1機307億円。147機の総額は6兆2000億円。税金の無駄使いではないのか。

当のアメリカでは、3月にダンフォース統合参謀本部議長が、上院軍事委員会で「F15の維持費はF35の半分以下であり、機体寿命は2倍以上」の理由で、「来年度から5年間でF15EX戦闘機を80機調達する」と発表した。いらぬポンコツ戦闘機を安倍はトランプに押し付けられたのか??

さらにF35の配備にも問題

敵レーダーに映らない機体をもつ上に、長距離巡航ミサイルの搭載が可能で「憲法違反の敵地攻撃能力」をもつ。さらに、自衛隊護衛艦「かが」を事実上の「空母」とするF35の配備はアジアに平和ではなく戦争の緊張を呼ぶ。(渡辺)

非常勤講師は専任の「おまけの半分」しか価値がないのか？！

—地裁は雑な判決で逃げた—

労働契約法 20 条裁判を闘う小林 勝さんを支援し、

非常勤制度そのものを問い直す闘いを！！！！

—「中央学院大学小林勝労契法 20 条裁判を支援する会」総会報告—

中央学院大学で非常勤講師をしている小林さんは、専任教員との本俸等の待遇差が労働契約法 20 条に違反しているとして 2016 年に東京地裁に提訴した。

この裁判は小林さんだけではなく、大学に勤務する数万人にのぼる非常勤講師の待遇改善を視野に入れた闘いである。

地裁の裁判長は、小林さんの専任教員化による和解を大学側に求め続けてきたが、大学側は 2 年以上も和解を拒否。

逆に、1 年間のみ専任教員(教授)であったとして差額を払うが、本年 3 月で退職することという、屈辱的な和解案を提示してきた。

さらに、裁判で原告小林側の証言をした組合関係者をハラスメント等で糾弾し、組合潰しに乗り出してきた。

小林さんは和解案を拒否し、5 月 30 日に判決となった。判決は小林さんの請求を全て棄却するという不当判決であった。



総会では、加藤主任弁護士から次のような指摘がなされた。

- ① 判決は、非常勤と専任が違うのは当たり前と形式論的に言っているだけ。
- ② 小林さんの仕事に対する具体的な検討が全くなされていない雑な判決。
- ③ 小林さんは専任教員以上の授業コマ数を担当してきた経緯を「自ら合意したに過ぎない」と押しつけられた実態を無視。
- ④ 小林さんの本給は 250 万円で専任の年収は 1250 万円。専任の本給は小林さんの 3 倍で 750 万円、残り 500 万円は手当だ。手当はおまけだから、「おまえは、おまけの半分でいいんだ！」と大学当局と判決は言っている。
- ⑤ この闘いは小林さん個人の問題ではなく、非常勤という働き方を問題にせざるを得ない。

最後に、小林勝さんは「全国の非常勤の仲間のために闘い続ける！」と決意を表明した。

年金だけでは暮らしていけない！

私は、厚生年金に 45 年加入して、厚生年金を支払ってきました。ちょうど、私の年代 (1951 年生まれ) から、支給率がそれまでの 3 分の 2 に大きく減額されました。その為現在、住民税・健康保険・介護保険を天引きされて、月額の手取りが約 15 万円前後です。

この金額では、家賃 7 万 5 千円からはじまり、電気・ガス・水道代・月の医療費を支払うと後は食費をまかなうだけです。足りない分はアルバイトで稼ぐしかありません。

総務省の調査でも 60 歳から 69 歳の夫婦世帯の平均支出は月 27 万 9718 円。収入は年金機構の調べで 20 万 1942 円。月 7 万 7776 円の赤字です。

年金プアの例として東京新聞に取りあげられた人の場合

66 歳の 1 人暮らしの男性の場合、家賃月 65000 円。年金は 9 万 3000 円。生活できないので、今はまだ働いている。働かないと月 5 万円の赤字。**1 人暮らしの女性の場合**。収入は年金 10 万円と清掃パートで 5 万円。6 畳一間の風呂なし家賃 4 万 5000 円。食費は月 3 万円。光熱費 2 万円。医療費や介護保険料に 1 万円。残りは交際費。孤立を防ぐために必要だという。80 歳の今でも働いている。

金融庁金融審議会が発表した「老後 2000 万円」報告書はおおむね事実。月 5 万円の赤字は事実です。問題は 2000 万円の貯金が可能なのかだ。

年収 200 万円以下で働く非正規労働者は 1000 万人以上、最低賃金ギリギリの「名ばかり正社員」は 450 万人。生活保護を受けている人は 200 万人。

ほぼすべての世代で「貯蓄ゼロ」世帯が急増。具体的には、20 代で 61%、30 代で 40%、40 代で 46%、50 代で 43%が、貯蓄ゼロだ。

これらの現実から考えたら、現役世代が支払った保険料で高齢者の年金を支払うという制度は限界にきています。少子高齢化でなおさら無理なことがわかります。

私は、税金を投入すべきだと思います。1984 年に 43.3%だった法人税が 2016 年には 31.33%に減税されています。これをもとに戻します。1 機 30 億円で買った F15 に比べ、F35 戦闘機は機体だけで 116 億円。装備費と維持費を加えるとどれだけ高くなるか。税金の無駄遣いを止めて、年金の財源を確保すべきだと思います。(渡辺高志)

労働と貧困 2019 年 5 月 (出所は朝日新聞・東京新聞)

- 1 日 メーデーの 1 日、労働組合の集会やデモが各地であった。全労協は日比谷公園で集会を開催し約 6 千人が参加。全労連は東京・代々木公園で集会を開き、約 2 万 8 千人が参加。「8 時間働いて普通に暮らせる賃金・働くルールの確立」や「全国一律最低賃金制度と最賃時給 1500 円の実現」などを盛り込んだメーデー宣言を採択した。
- 10 日 10 月から幼児教育・保育を無償化するための改正子ども・子育て支援法が、参院本会議で自民党と公明党、国民民主党、日本維新の会などの賛成多数で可決、成立。
- 14 日 厚労省が「貧困ビジネス」排除のために生活困窮者が利用する無料・低額宿泊所の設備や運用方法の最低限の基準を定めた省令案概要を公表。2020 年 4 月施行予定。
- 16 日 2020 年東京五輪・パラリンピックをめぐり、関連施設の建設現場の労働環境に様々な問題があるとして、国際建設林業労働組合連盟(BMI、本部・ジュネーブ)が大会組織委員会や東京都、日本スポーツ振興センターに改善を求める報告書を送った。
- 15 日 希望する人が 70 歳まで働ける機会の確保を企業の努力義務とする方針を政府が未来投資会議で示した。高年齢者雇用安定法改正案を来年提出する考えだ。
- 18 日 2018 年に労災に遭った 60 歳以上の働き手は前年よりも 10.7%増え、労災全体の 4 分の 1 を占めた。
- 18 日 東京消防庁など全国の消防本部で、勤務時間を平日の日中に限った「日勤救急隊」を創設する流れが広がっている。
- 22 日 人生 100 年時代に向け、長い老後を暮らせる蓄えにあたる「資産寿命」をどう延ばすか。この問題について、金融庁が初の指針案をまとめた。政府が年金など公助の限界を認め、国民の「自助」を呼びかける内容になっている。
- 28 日 日本商工会議所が、「大幅な引き上げは中小企業の経営を直撃し、事業の存続を危うくする」と最低賃金引き上げに反対する要望書を厚労省や自民党に提出した。
- 29 日 職場でのパワーハラスメントを防ぐため、企業に相談窓口の設置などを義務付ける改正労働施策総合推進法が参院本会議で可決、成立した。大企業には 2020 年 4 月から、中小企業は 22 年 4 月から義務付けられる見通しだ。
- 31 日 総務省によると 4 月の完全失業率は前月より 0.1 ポイント低い 2.4%。完全失業者数は前月比 6 万人減の 168 万人。厚労省によると 4 月の有効求人倍率は 1.63 倍。